

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2025 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2026 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2025 年度研究業績

**I 育成する人材像と研究科の教学目標**

**1. アドミッションポリシー**

本研究科は、「私立京都法政学校」（1900 年創立）から始まる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバリゼーションの進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

**2. 学力形成・進路就職目標**

**(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム**

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法基礎」の講義や、その協力の下にワシントン D. C. で実施している「外国法務演習 I（ワシントン・セミナー）」、シドニー大学と共同で開講している「現代法務特殊講義（京都セミナー）」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても大阪市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2022 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあた

ってもA評価と高く評価されている。

## (2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2023年度司法試験については、最終合格者20名、全国平均45.34%（予備試験資格合格者を含む全国平均。以下同じ）に対し本学の合格率は18.2%で、かつ、在学中受験をした15名のうち合格者は0名であった。そして、2024年度司法試験については、最終合格者29名、全国平均合格率42.13%に対し本学の合格率は21.97%となり、在学中受験をした32名のうち合格者は14名で、在学中受験者の合格率は、全国平均55.19%に対して46.88%であった。これに対して、2025年度司法試験については、最終合格者22名、全国平均合格率41.20%に対し本学の合格率は15.71%となり、在学中受験をした47名のうち合格者は11名で、在学中受験者の合格率は、全国平均52.66%に対して23.40%であった。

2025年度は前年度下回る結果となった。今後も、教育内容・方法の一層の改善を進め、正課における知識定着や書く力の向上へ向けた取り組み、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制を充実させなければならない。かつ、2025年度の結果を踏まえて、カリキュラムの改訂を含め、在学中受験への対応を改善する取り組みを進めていく。

## II 研究科を取り巻く情勢と 2025 年度の教学課題

### 1. 社会的環境

全国の法科大学院の志願者数及び入学者数の減少を受けて、2019 年度から、法科大学院の入学者選抜において、法学未修者又は社会人の割合を 3 割以上とする努力義務規定が撤廃された。また、2021 年度からは、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入された。本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた（募集人員 15 名）。本制度に基づく特別選抜入試は 2022 年度（入学者）入試から実施され、近年の志願者数、合格者数、入学者数は、2024 年度は、志願者数 15 名、合格者数 9 名、入学者は 3 名、2025 年度は、志願者数 22 名、合格者数 8 名、入学者は 7 名と推移してきたが、2026 年度は、志願者数 16 名、合格者数 7 名、入学者は 3 名となり、2024 年度と同水準の結果となった。また、かつてのネガティブキャンペーンの影響は年々低下し、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるようになってきている。

以上の政策動向や報道を背景に、全国の法科大学院の延受験者は、2022 年度から大幅な増加に転じ（10564 名）、2024 年度は 13513 名、2025 年度 15271 名と引き続き増加している。法科大学院に実際に入学した者の数は、2025 年度において、2058 名（うち法曹コース特別選抜による入学者数は 438 名）となっている（2016 年が 1857 名、2017 年が 1704 名、2018 年が 1621 名、2019 年が 1862 名、2020 年が 1711 名、2021 年が 1724 名、2022 年が 1968 名、2023 年度が 1971 名、2024 年度が 2076 名）。法学部・法科大学院 5 年一貫教育である法曹コース制度に合わせて、2023 年度から法科大学院課程に在学する学生であっても、所定の単位を修得し、1 年以内に修了見込みの者は司法試験が受験できるようになったことが、少なからず受験者数の増加に影響を与えたように思われる。これに対して、入学者数は、全国の法科大学院定員が 2157 名であることから、ほぼ定員の上限に達しており、その結果、競争倍率が激化する状況になっている。司法試験受験までの受験期間が短縮されることが法科大学院志願者数の安定的増加につながっているものと思われる。他方、司法試験の合格者数は、当初の目標が 3000 名であったところ、2008 年度 2065 名、2009 年度 2043 名、2010 年度 2074 名、2011 年度 2063 名、2012 年度 2102 名、2013 年度 2049 名と 2000 名以上を維持してきたが、2014 年度 1810 名となって、初めて 2000 名を下回り、2015 年度も 1850 名となった。さらに、2016 年度 1583 名と大きく減少し、減少幅は鈍化しつつも、2017 年度には 1543 名、2018 年度は 1525 名、2019 年度は 1502 名、2020 年度は 1450 名、2021 年度は 1421 名、2022 年度は 1403 名と年々減少していたが、在学中受験初年度である 2023 年は合格者数が大幅に増加して 1718 人となった。2024 年度は在学中受験者と修了者との重複がある程度解消されたため、合格者は 1592 名となり、2025 年度も 2024 年度とほぼ同水準の 1581 名であった。いずれにせよ、依然として法科大学院は制度的に厳しい競争環境に置かれていることに変わりはない。

### 2. 学生実態

本法科大学院の 2026 年度入学者は 62 名であり、2025 年度（83 名）と比べて減少した。しかし、志願者数は、2025 年度の 709 名に対して、2026 年度は 934 名に増加しており、競争倍率が大幅に上昇する結果となった。法学未修者数は 13 名、法学既修者の入学者数は 49 名であり、2025 年度（未修者 20 名、既修者 63 名）と比べて、既修者の割合が若干増加した。また、法学既修者入学者のうち法曹コース特別選抜入試合格者は 3 名であった。入学者を出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、17 名であり、全入学者に占める立命館大学出身者の比率は 27%であった（2025 年度は 41%）。なお、社会人（大学又は大学院修了後 1 年以上経過し、23 歳以上の者）の入学者は 7 名であった。法学部以外の学部出身者は 12 名であった。

入学者の男女比率は、2026 年度入学者は、既修は女性 14 名対男性 35 名であった。未修は女性 7 名対男性 6 名であった。入学者全体では、女性 21 名対男性 41 名である。

2025年度の休学者は13名、退学者は14名、除籍者3名（事由は学費未納2名、同一学年2回進級留保1名）であった。なお、休学理由は、病気、経済的理由、家庭の事情などであるが、これらの要因が複合的に重なっているケースが少なくない。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学修が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。回生進行保留（原級留置）者は19名（既修8名うち除籍者1名を含む、未修11名）であった。

### 3. 教育体制

本法科大学院の2025年度の専任教員総数は19名である。客観的には、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を充足し、また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保しているといえるが、決して十分であるとはいえない。計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

### Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

#### 1. カリキュラムの実施状況

##### (1) 法律基本科目

###### ① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A(3単位)、民法I(4単位・契約法I)、民法II(2単位・不法行為)、刑法A(4単位)、商法I(2単位)を配置し、秋学期に、憲法B(1単位)、民法III(2単位・担保法)、民法IV(2単位・契約法II)、民法V(2単位・家族法)、刑法B(2単位)、商法II(2単位)、商法III(2単位)を配置している。

###### ② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

##### (2) 実務基礎科目

###### ① 民事訴訟法実務の基礎、刑事訴訟法実務の基礎

2020年度から「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称して、S1L2秋学期に開講している。同科目は派遣裁判官が担当している。また、「刑事訴訟実務の基礎」を新設して同様に開講している。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当している。いずれも必修科目である。

###### ② 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。なお、2020年度カリキュラムからは、「公法実務総合演習」「民事法実務総合演習」「刑事法実務総合演習」のうち1科目を選択必修としている。

###### ③ 実習科目

リーガルクリニックI(法律相談)、リーガルクリニックII(女性と人権)、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2025年度の受講生は、リーガルクリニックIが24名、リーガルクリニックIIが12名、エクスターンシップが31名(春期10名、夏期21名)であった。クリニックについては、多数の相談者に対応し、大いに社会貢献を果たした。なお、事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

###### ④ リーガルリサーチ&ライティング

必修科目として未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

##### (3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

###### ① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に配慮されていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務

型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

## ② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）は、8月に同大学を訪問して英語で授業を受けるとともに各種施設を訪問する夏期集中科目である。2020年度及び21年度は新型コロナウイルスの関係で海外渡航が制限されたためにやむを得ず不開講としたが、2022年度から開講を再開した。2025年度は3名の受講生（法務研究科3名、法学研究科0名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) シドニー大学との協定に基づき実施している京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2月にシドニー大学生をはじめとする多数の豪州学生を本学キャンパスに迎え入れて、英語で日本法を学ぶ春期集中科目である。2020年度及び21年度は新型コロナウイルスの関係で豪州受講生の参加が不可能となったためにやむを得ず不開講としたが、2022年度から開講を再開した。2025年度は、70名の受講生（本学学生28名、豪州学生等42名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義としては、「複雑民事訴訟」を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

## (4) 特定の科目の前倒し受講

2022年度より、司法試験の在学中受験へのニーズに応えるため、以下の通り特定の科目の前倒し受講を認める体制を整えている。法曹コース特別選抜入学者は、既修2年次春学期の必修科目である行政法演習Ⅱ・民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について、既修1年次に受講することができる体制を整えている。また、民事訴訟法、刑事訴訟法の履修免除試験に合格した既修者コースの入学者についても、民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について既修1年次に受講することができる。具体的には、行政法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に行政法演習Ⅰ(H)を受講し、既修1年次秋学期に行政法演習Ⅱ(H)を受講することを原則とする。民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に民事訴訟法演習Ⅱを受講し、既修1年次秋学期に民事訴訟法演習Ⅰを受講することとなり、刑事訴訟法演習は既修1年次秋学期に刑事訴訟法演習(33)を、刑事訴訟法Ⅱと同時受講することとなる。2025年度の実績は、行政法演習Ⅰ(1名)、行政法演習Ⅱ(1名)、民事訴訟法演習Ⅱ(6名)、刑事訴訟法演習(8名)であった。

## (5) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

## (6) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂し

た。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっている。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

#### (7) 疑義照会・異議申立て

2025年度春学期の疑義照会は17件、異議申し立て3件であった。2025年度秋学期の疑義照会は21件、異議申し立ては6件であった。2005年度後期（現秋学期）からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

## 2. カリキュラム改革の概要・進捗

司法試験制度の改革により、2023年度より、在学中受験が可能となった。2024年度以降、在学中受験者は増加し、今後とも、在学中受験をする院生が主流になることが見込まれる。このような院生の動向に応じて、既修1年次／未修2年次終了時点において法律基本科目を中心とした司法試験に対応できる基礎学力を身につけさせ、最終学年春学期に、法律基本科目や司法試験選択科目について、さらに応用的・実践的に対応できる学力を涵養することが必要になる。これらの課題に対応するために、教務委員会での議論を経て、研究科としてカリキュラム改革を決定した。具体的には、司法試験頻出分野を扱う民事訴訟法科目の必修化、前倒し受講の拡大、刑法分野科目の充実化、一部の先端展開科目の統合である。2027年度入学者より、新カリキュラムの適用が始まる。なお、2026年度以前入学者に対しては、2020年度カリキュラムが適用されるので、2027年度以降も経過措置を講じる。

## IV FD等の授業改善

2025年度FD委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民法系、刑事法系の各科目担当教員から、春学期7名、秋学期7名で構成した。FD委員会は、夏期休暇を除いて合計15回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

### 1. 授業改善アンケート

#### (1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告し、その結果を授業改善に反映させるようにしている。2025年度より春学期・秋学期とも全ての授業でアンケートの実施方法をWEB方式へ移行した。これに伴い、受講者は、授業時間内に教員の説明に従い所定のリンク先にアクセスし、回答を入力・送信する方式となった。

#### (2) 2025年度春学期第1回授業アンケート

第6週5月9日(金)～19日(月)に実施した。回収率は延べ1,371名中1,171名(85.4%)であり、2024年度春学期の第1回授業アンケート(91.2%)を下回った。自由記述欄への記述は44.1%であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」38.8%、「満足」54.9%となっており、高い評価を得ている。

#### (3) 2025年度春学期第2回授業アンケート

第14週・第15週の7月2日(水)～23日(水)に実施した。回収率は81.7%(1,091回答/1,335名)で、自由記述欄への記入率は39.0%であった。到達目標の達成度については、「非常に達成していた」とする割合が46.7%、「ある程度達成していた」とする割合が50.0%となっており、高い評価を得ている。

#### (4) 2025年度秋学期第1回授業アンケート

第6週10月31日(金)～11月6日(木)に実施した。回収率は延べ1,278名中1,003名(78.5%)で、自由記述欄への記入率は33.2%であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」40.0%、「満足」55.8%となっており、高い数字となっている。

#### (5) 2025年度秋学期第2回授業アンケート

第14・15週の1月5日(月)～16日(金)に実施した。回収率は延べ、1,213名中898名(74.0%)で、自由記述欄への記入率は29.8%であった。到達目標の合致度については、「非常によく行っていた」51.9%、「よく行っていた」45.1%を合わせて97%となり、非常に高い数字となっている。

### 2. FDフォーラム

例年どおり、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催した。2025年度は、2回のFDフォーラムを開催した。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえ保存し、希望者が閲覧できるようにした。

#### (1) 第1回FDフォーラム

日時：2025年7月8日(火) 14:30-15:40

会場：204教室

出席者数：12名

## テーマ：「法科大学院における判例教育の意義と実践①」

2024年7月9日（火）14:30～15:44 205教室 出席者12名

テーマ 「現行カリキュラムの使いやすいところ、使いにくいところ」

### 報告者

- ①趣旨説明 中山 布紗 教授・FD委員長  
②報告 憲法分野 坂田 隆介 准教授  
民法分野 中山 布紗 教授  
刑法分野 大下 英希 教授

2025年度の第1回FDフォーラムでは、「法科大学院における判例教育の意義と実践」をテーマとして取り上げ、憲法、民法、刑法分野の各教員から報告をしていただいた。

法科大学院の授業は、法的知識の確実な修得とその運用能力の養成を図ることにあり、その格好の素材が判例である。以前は、判例の判断枠組を理解し記憶しなければ司法試験に合格できないという認識が院生の中でも確実に共有されており、授業において判例を詳細に取り扱うことや、予習段階で判例を読むことに対してそれほど不満は出なかったように思われる。しかしながら、近年、判例の解説に授業時間を割くよりは、答案の書き方に重点的を置いて欲しいという院生からの意見が少なくない。冒頭、以上の現状認識を前提として、在学中受験がスタートし、司法試験制度が大きく転換していく中、判例教育にどのような意義があるか、また、授業における判例の教授法について再検討する機会としたい旨、中山委員長から趣旨説明があった。

まず、憲法について、坂田准教授から、憲法の論述試験においては、判例に対して学説を用いて批判的な検討をしつつ論じること、合憲性審査の判断枠組の設定とあてはめについて、①主張（学説を用いたオーソドックスな違憲論）、②反論（判例や学説を用いた合憲論）、③再反論（②の論拠を批判したうえでの違憲論）の論述を過不足なく分配する答案構成が必要であり、判例学習が主として②と③の部分の論述に不可欠であることが説明された。とりわけ、憲法演習における判例学習について、学生からは判例ばかり読まされて面白くない、憲法は抽象的で書き方がわからないという意見が出されるが、多くの合憲判例で見られるあてはめの切れ味の悪さや検討の不十分さを検討することで、事案を分析し検討する視点や態度を養い、結果的に答案作成能力の向上にもつながることが示された。

また、在学中受験の影響で、法科大学院の勉強と司法試験の勉強を区別するという意識が先鋭化され、判例学習を司法試験の勉強に接続できない学生が増えていることが指摘された。

以上をふまえて、憲法における判例学習は、あてはめの部分について、問答をしながら、権力的な行為に対して様々な角度から批判的に見ていく力をつけるために必要であることを学生に理解してもらう必要があることが示された。他方で、法科大学院の勉強と司法試験の勉強の接続サービスも教員側である程度はやらなければいけないのではないかという問題提起がされた。

次いで、民法について、中山委員長から、司法試験の問題は、少し前まで膨大な事実量ではあったが、憲法や刑法のように、学説を用いて判例を批判的に検討する必要はなく、何が問題となっているかを把握した上で、適用条文、適用すべき判例の判断枠組がわかれば何とか答案を書くことはでき、近年は在学中受験の影響からか事実の量も少なくなり、論点が非常にわかりやすい問題となっているものの、条文数が多いために論点も必然的に多く、百選も3冊あり単純に最低判例を300件覚えなければいけないというということも相まって、受験までに知識のインプットが間に合わないとぼやく学生が多いという実感がまず語られた。そして、在学中受験が始まり、司法試験受験までの期間が短くなったことで、学生の不安や焦りが増長しており、授業において判例を丁寧にするよりは論点をたくさん取り上げて欲しい、答案構成やあてはめの仕方に解説の時間を割いてほしいといった要望が出されるようになっているのではないかという分析が示された。

授業における判例学習の意義としては、判旨から原則と例外を理解させることも重要である

が、原告が被告に対し何を請求しているのか、それに対して被告がどのような反論をしているのか、すなわち、事実関係を把握して論点を見つける練習をさせることが最も重要であるという認識が示された。ただ、このような事実関係を把握するというトレーニングに重きを置いた判例学習が司法試験対策につながることは、学んだ事柄を答案にどのように反映させることができるかということも含めて、学生に対して意識的に伝えていかなければ法科大学院での勉強と司法試験対策とが別物であるという学生の認識を払しょくできないのではないかという懸念が示された。

最後に、刑法について、大下教授から、平成 29 年以降の司法試験では、問題形式が①判例と学説が解釈上一致しているケースにおいて、問題文中の事実と条文との関係を見てどのような解釈問題となるか問題提起しつつ論述させる形式、②判例に対して有力学説が真っ向から対立するケースにおいて、判例と有力学説それぞれの立場を示しつつ両者なぜ対立しているのかを説明させる形式、③ある争点に対して複数の主要な判例がありすべて理論構成が違うケースにおいてそれぞれの理論構成を説明させる、あるいは、最高裁判決がなく下級審で判断が分かっているケースにおいて違法性と責任どの論点で検討することになるのか論じさせるような形式と三つに分かれているところ、いずれも判例の事案が前提となっており、かつ、問題は判例の事案を少しだけスライドさせているため、判例学習の必要性がかなり高まっていることが示された。

刑法演習においては、判例がなぜこの文言を使ったのかを説明する必要があり、具体的には、判旨を理解することはもちろん、判例の文言と事実とがどう対応しているのか、判例を丁寧に翻訳し、その中でどういうあてはめをしていくところがポイントになるかという指導をされているということであった。答案接続を意識しながら理論と判例と司法試験をつなげることが重要であり、判例学習は少なくとも司法試験を受けるためには絶対に必要であるとの認識が示された。

以上の報告を受けた質疑・議論では、とりわけ判例を批判的に検討することの意義について、新たな問題が生じた場合において従来の判例との整合的な形で解決するのか、判例を変更する形で別のルールを形成するのかについて学生が自分で考えることができる力を身に付けさせることが法科大学院教育の目標ではないかという意見が出された他、下級審から判決文を読ませることの重要性などについて一定の共通認識が確認された。

## (2) 第 2 回 FD フォーラム

日 時：2025 年 12 月 23 日（火）16:00-17:20

会 場：204 教室

出席者数：14 名

テ ー マ：「法科大学院における判例教育の意義と実践②」

報告者

①趣旨説明	中山 布紗 教授・FD 委員長
②報告	行政法分野 湊 二郎 教授
	民事訴訟法分野 和田 吉弘 教授
	商法分野 島田 志帆 教授
	刑事訴訟法分野 淵野 貴生 教授

2025 年度の第 2 回 FD フォーラムでは、第 1 回 FD フォーラムに引き続き「法科大学院における判例教育の意義と実践」をテーマとして取り上げ、行政法、民事訴訟法、商法、刑事訴訟法の各教員から報告をしていただいた。

第 1 回 FD フォーラムにおいて、判例教育についての共通認識・共通課題を抽出することができたように思われるが、判例学習の意義については科目特性もあることから、第 2 回フォーラムでは、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の四分野担当者からそれぞれ発表をいただき、引

き続き法科大学院における判例教育の意義について検討する機会を設け、議論を深めることを目的とする旨、中山委員長から趣旨説明があった。

まず、行政法について、湊教授から、前提として、行政法は受験生の視点からすると、法律基本科目の中で一番後回しになる科目であるため、判例を十分に理解しないまま受験に臨む者もいる結果、判例を知っているかどうかという点で既に差がついてしまうという傾向について話があった。次いで、答案での判例の示し方については、論述する際、その判例が判断基準、判断枠組みなどの一般論を示している場合には、改変しないで書くことが期待され、そのため、一般論については全部（そのまま）覚えて書くということになり、他方で、一般論を示していない著名な判例については、その判例の具体的な判断を整理して書くしかないということであった。

司法試験においては、問題文で特に指示されていない限り、判例とは異なる立場で書く必要はなく、そのような出題もほとんどない（と思われる）ため、「判例通りに書く」ということになるところ、①行政救済法と②行政法総論それぞれの分野に応じた対策としては、①のほうが書きやすくマスターしやすいのに対し、②は若干捉えどころのない感じがあることから、判例学習においても、①に関する判例から覚えてマスターすることが得策であるということが示された。

次いで、民事訴訟法について、和田教授から、前提として、①民事訴訟法Ⅰ、Ⅱと②民事訴訟法演習Ⅰにおける判例の扱いについて、①は講義科目で、授業では判例百選さえ使用していないが、民事訴訟法においては重要な事項でも条文のないものがあるなどから判例の意義は大きく、したがって判例の概要は「基礎からわかる民事訴訟法」で説明している、②は全15回を7つのテーマに分け、テーマごとに判例上の用語を含めた基本的な用語を取り上げた「関連する民事訴訟法上の諸概念」や百選からの重要な判例を3つ程度取り上げた「検討判例」を掲げた総合的なレジュメを予め配布し、前者は授業中の質疑によって基本的知識を確認した後、30分程度の起案をさせる、後者は授業中「事実の概要」と「判旨」を確認した後、審級関係についてとくに確認をしていることが示された。

司法試験の民事訴訟法の出題について、以前は判例に対する立論や判例の適用範囲を狭める立論を求める出題が多かったが、最近ではむしろ判例法理を肯定するような観点からの出題が多いことが示された。また、判例をどう教育するかについては、法科大学院で授業の予習として1審判決から読ませることもあっていいと思うが多用はできない、民事訴訟法の場合は、判例の一般論を理解させるだけで手一杯であり、百選の「事実の概要」と「判旨」を精読するように指示するのにとどまる、百選の「事実の概要」と「判旨」を正確に読むだけでも、民事訴訟法や民事執行法の基礎知識のほか、かなりの論理力や日本語力も必要になってくる、實際上問題となるのが、「事実の概要」の不正確さや読みにくさと、学生の予習の不十分さであることが示された。

商法については、島田教授から、前提として、司法試験において憲法や刑法が学説を意識しなければならないのは異なり、商法では学説的な知識を司法試験で書くことが必ずしも求められていないため、百選やジュリスト重判ひいては下級審判例を用いた判例学習の意義があることが示された。そのうえで、司法試験の過去問を例に挙げつつ、それらの出題趣旨から司法試験と判例の関係性について以下の分析が示された。まず、短答式試験科目から商法が外されて以降、しばらくは論述問題でも短答知識を問う出題がされていたのに対し、この5年で出題の元となっている判例がわかるような問題が多く出題されている傾向が強化されたという印象が語られ、一例として判例の射程を検討させる問題が出されており、適切であるとの見解も示された。

以上のことから、判例を知っているかどうかで司法試験に合格するか否かが決まるといえ、したがって、判例を重視した授業が行われているとのことであった。具体的には、商法演習Ⅰ、Ⅱにおいて、判例解説の後に過去の司法試験問題がアレンジされ、かつ、レベルが司法試験に相当するライティングが掲載されている「ケースブック会社法」に沿って解説がされ、受講者が起案する機会も複数回確保されており、また、コーポレート・ロー展開演習でも、重要判例解説が配布されている。以上のように、判例学習は司法試験合格のために重要かつ不可欠であるため、学生には判例を読んで欲しいと思うものの、授業において第一審から読ませるのは無理があり、ジレンマを感じているということであった。

最後に、刑事訴訟法について、渕野教授から、根拠に関する規範（判例法理の理由付け）、

基準に関する規範（あてはめの際に使用する規範）の区別を意識して教えており、とりわけ後者のみを覚えるだけでは不十分であるという前提が示された。答案での判例の示し方については、基準が評価的・規範的な判例については、判断枠組が抽象的であるため、考慮すべき要素を判例の実例を挙げながら整理しつつ具体的な考慮要素として答案に書くことを指導している一方で、規範が長い判例については全部覚えて書くように指導しているということであった。さらに、論理的に誤っている（論理として成立していない）判例については答案にもそのまま書くように指導したり、判例の判断枠組を調査官解説が誤導しているものについては、判例規範に拠るべきである旨指導するなど、判例の性質に応じて解説を工夫するなどの対応をしていることも示された。

各分野からの報告後の質疑・議論では、判例教育の意義・方針、判例の答案への示し方に関する方針について、出席者から様々な意見が出され、分野特性が再認識される一方で、分野が異なっても、判例教育の意義・方針や授業における判例の取り扱い等の共通性も確認された。また、調査官解説の取り扱いについて、情報について一定の信頼がある、特定の判例においては判旨に現れない根拠が明確に示されている場合がある等の理由から授業用の教材として付けることがあるとする分野がある一方で、司法試験では判例を批判的に論じる必要があることから、判例法理を擁護する調査官解説は鵜呑みにしないほうが良いと指導する分野もあることが明らかになった。さらに、近年、司法試験の問題が易化しており、したがって、判例を覚えて吐き出すだけで合格できるのではないかという懸念も示され、ただ、これに対しては、問題が易化しているからこそ、論点そのものを見誤ることがない分、判例を含めた判断枠組を厳密・明快に論じる必要が生じ、日ごろから起案の練習をしておかなければ合格ラインに届かないという意味での難しさがあるのではないか、また、科目特性上、論述にあたっては、個別法をきちんと解釈した上で、どの判例と関連するのかを検討しなければならないため、判例を記憶しているだけでは合格できない等の意見も出された。

### 3. 授業参観

2025 年度は春学期・秋学期ともに各学期に開講する先端・展開科目（全科目）および新任教員の担当科目を対象に実施した。春学期は5月下旬から6月上旬に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が授業参観を行った。

授業参観の結果については、例年通り参観者が報告書を作成し、当該報告書のコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼任教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるものとしている。

### 4. FD懇談会

#### （1）春学期法科大学院 FD 懇談会

2025年7月15日（火）13:00-14:35 Zoom 出席者17名

懇談会冒頭に、中山委員長から、近年の入学者数および在学者数の推移、司法試験の合格状況、2025年度春学期の授業アンケート結果について報告が行われた後、今回の懇談会のテーマである「司法試験在学中受験と授業方針」に関わり、在学中受験が開始され受験までの期間が短くなったために効率的な勉強法を求める院生が増えていること、授業において判例を読むことが時間の無駄ととらえる院生が増えていること、授業内容が答案にどう直結するのか教えてほしいという要望に一定の対応をしていかなざるを得ないこと、在学中受験の受験資格を得るために早期に先端・展開科目の単位を習得する必要があるところ、そのことを入学前に自覚していない院生が多いため、司法試験選択科目を決定入学前と入学時にガイダンスを実施しているといった状況について説明があった。

その後、今年度より初めて本法務研究科の授業担当講師となった先生方が多く出席されていることに鑑み、講師間で授業内容や授業の進め方等について共有していただき、今後の授業方針の参考としていただけるよう、出席された授業担当講師全員から授業を担当されての実感や院

生の様子についてお話をいただいた。

## (2) 秋学期法科大学院 FD 懇談会

2025年12月15日(月) 10:40-12:10 Zoom 出席者12名

懇談会冒頭、中山委員長より、今年度から授業アンケートがオンライン化されたことに伴い回収率がやや低下したものの自由記述欄において様々な要望が記述されるようになったこと、次年度からの司法試験 CBT 化への対応として、本法務研究科においては今年度より CBT ルームを設置し、エクステンションで実施される答練などを中心に活用し、一部、研究科での小テストや自主ゼミ、定期テストでも活用していくものとし、次年度以降の本格導入については慎重に精査中である旨説明された。そのうえで、授業担当の先生方から、①授業アンケートがオンライン化されたことに対する意見、②授業アンケートの自由記述欄に記載される内容や日頃の授業における学生の受講態度や発言から受ける印象、③司法試験 CBT に関連して担当科目における試験の実施方針や希望の3点について特にお話をうかがった。

①の授業アンケート・オンライン化について、アンケートのオンライン化による回収率の低下は、他大学でも起こっておりオンライン化の課題となっていることや、受講者数が極端に少ない授業でのアンケート実施は匿名性を担保できない等の意見が出された。また短時間で回答(入力)を終える学生もいれば、長時間を必要とする学生もいるが、限られた時間で書き上げる能力が司法試験の合格にも繋がっている、との意見も出された。

②の学生実態については、学生の二極化についての意見が出された。非常に積極的に取り組む学生がいる反面、極端な受け身となっている学生もいること等が話題になった。

③の司法試験 CBT 化については、CBT で小テストや中間試験実施された教員から、CBT 試験特有の「PC ログイン」時のエラー発生、試験終了後アップデートする答案データの保存フォルダがわからないなどのトラブルが発生した際は個別に対応する必要がある、試験時間に加えて一定の時間確保が必要とされるなどの課題があること、机上に PC やついたてがあることにより作業スペースが狭くなってしまふなどの意見が出された。

## 5. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニュースレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2025年度は2026年3月31日に通巻第20号を発行した。

## V 2026 年度入試

法務研究科（法科大学院）は、2026 年 4 月入学の学生を受け入れるために、過年度よりウェブサイト (<https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/>) の「概要—本学の目指す法曹要請」ページにも「本学のめざす法曹養成（教育目標）」という標題の研究科長名の簡にして要を得た文面のほか、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに掲げている入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、その要旨を忠実に反映する入試の方針を定めていた。2026 年度入学試験要項や 2026 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項の表紙の裏面にも、それぞれの冒頭に明記されるべき重要な事項として本学の目指す法曹養成（教育目標および人材育成目的）とともに 3 つのポリシーが掲げられており、そのうち入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とは標題のみが微妙に異なるアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面は、次の 3 つの段落により構成されている。

立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。そのために、1 学年に法学未修者を 20 名程度、法学既修者を 50 名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の 3 割程度は受け入れたいと考えています。

最後に何よりも大事なものは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。

教授会において議決された 2026 年度入試の総括には、全国の法科大学院入学志願者数や司法試験合格者数の推移のほか、とりわけ法曹コースの導入を背景とする状況の分析に基づき、2026 年度入学試験要項や 2026 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項に明記されている狭義の入試実施方針や入試日程についてばかりでなく、募集広報方針（入学者確保戦略）についても課題が確認されている。出願者数や受験者数が回復傾向にあることに対応しては、本学独自の給付型の奨励奨学金を引き続き活用するなどして、志願者のうち受験者に占める合格者の割合（競争倍率）が 2.0 倍以上に回復していたのを維持しながら、合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上を目指すべきことが記載されている。入試広報については、個別の説明会を充実させるとともに、とりわけコロナ禍を契機にして多方面に定着したオンライン開催の説明会の利点を積極的に活用することが、基本的な方針として記載されている。

### 1. 2026 年度入試の実施状況と評価

2026 年度入試は入学試験要項に記載のとおり、前期日程と中期日程と後期日程の筆記試験（2025 年 8 月 2～3 日、9 月 13～14 日、2026 年 1 月 31～2 月 1 日）と面接試験（2025 年 8 月 2 日、9 月 13 日、2026 年 1 月 31 日）を実施したほか、2026 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項に記載されている要領により、面接試験（2025 年 9 月 21 日）を実施した。

また、これらの出願者を多く得るために、これまた既定の募集広報方針に準拠して、過年度と同様に広報活動を展開した。合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上のほか、前途有望の新入生の入学準備を効果的に促進するための合格者ガイダンスや入学前プログラムなども恒例の企画として実施した。

#### ① 2026 年度 4 月入学入試の実施状況

法学未修者を受け入れるための A 方式と C 特別方式については、小論文（120 分間、300 点）



履修免除試験	受験資格：法学既修者コース入試合格者
受験申込期間	2026年1月26日（月）～2月24日（火）
筆記試験	2026年3月1日（日）
試験場	京都
結果発表	2026年3月5日（木）

（参考）2026年4月入学入試の実施結果

前期日程	試験場	出願者数	受験者数	合格者数	第1次 手続者数	入学者数	競争 倍率	歩留率
A方式	京都	37	37	8	6	3	4.63	37.5%
	大阪	29	28	3	3	0	9.33	0.0%
	合計	66	65	11	9	3	5.91	27.3%
B方式	京都	139	131	39	35	11	3.36	28.2%
	大阪	100	91	17	13	4	5.35	23.5%
	合計	239	222	56	48	15	3.96	26.8%
C特別方式	京都	5	4	0	0	0	0.00	0.0%
D特別方式	京都	3	3	1	1	1	3.00	100.0%
未修者コース合計		71	69	11	9	3	6.27	27.3%
既修者コース合計		242	225	57	49	16	3.95	28.1%
<b>総計</b>		313	294	68	58	19	4.32	27.9%

中期日程	試験場	出願者数	受験者数	合格者数	第1次 手続者数	入学者数	競争 倍率	歩留率
A方式	京都	29	27	5	5	3	5.40	60.0%
	大阪	38	36	4	4	4	9.00	100.0%
	合計	67	63	9	9	7	7.00	77.8%
B方式	京都	133	102	24	22	13	4.25	54.2%
	大阪	108	90	13	12	7	6.92	53.8%
	合計	241	192	37	34	20	5.19	54.1%
C特別方式	京都	4	4	0	0	0	0.00	0.0%
D特別方式	京都	9	8	3	2	1	2.67	33.3%
E特別方式	京都	3	3	1	1	0	3.00	0.0%
未修者コース合計		71	67	9	9	7	7.44	77.8%
既修者コース合計		253	203	41	37	21	4.95	51.2%
<b>総計</b>		324	270	50	46	28	5.40	56.0%
後期日程	試験場	出願者数	受験者数	合格者数	第1次 手続者数	入学者数	競争 倍率	歩留率
A方式	京都	70	66	5	—	3	13.20	60.0%
B方式	京都	188	161	15	—	9	10.73	60.0%
C特別方式	京都	10	10	0	—	0	0.00	0.0%

D 特別方式	京都	11	11	1	—	0	11.00	0.0%
E 特別方式	京都	1	1	0	—	0	0.00	0.0%
未修者コース合計		80	76	5	—	3	15.20	60.0%
既修者コース合計		200	173	16	—	9	10.81	56.3%
総計		280	249	21	—	12	11.86	57.1%

年間総計	試験場	出願者数	受験者数	合格者数	第1次手続者数	入学者数	競争倍率	歩留率
A 方式	京都	136	130	18	11	9	7.22	50.0%
	大阪	67	64	7	7	4	9.14	57.1%
	合計	203	194	25	18	13	7.76	52.0%
B 方式	京都	460	394	78	57	33	5.05	42.3%
	大阪	208	181	30	25	11	6.03	36.7%
	合計	668	575	108	82	44	5.32	40.7%
C 特別方式	京都	19	18	0	0	0	0.00	0.0%
D 特別方式	京都	23	22	5	3	2	4.40	40.0%
E 特別方式	京都	4	4	1	1	0	4.00	0.0%
5年一貫型教育選抜	京都	17	15	7	7	3	2.14	42.9%
未修者コース合計		222	212	25	18	13	8.48	52.0%
既修者コース合計		712	616	121	93	49	5.09	40.5%
総計		934	828	146	111	62	5.67	42.5%

※ 入学者数（62名）／入学定員（70名）＝約88.6%

※ 競争倍率（文部科学省基準により法曹コースの5年一貫型教育選抜を除外）：約5.85倍

履修免除試験	入学者数	申込者数	受験者数	民事訴訟法Ⅰ履修免除者数	刑事訴訟法Ⅰ履修免除者数
B方式	44	39	33	4（12.1%）	3（9.1%）
D特別方式	2	2	2	0（0%）	0（0%）
E特別方式	0	0	0	0（0%）	0（0%）
総計	46	41	35	4（11.4%）	3（8.6%）

※ 5年一貫型教育選抜の合格者が入学する場合には、任意に履修免除試験を受験するまでもなく、民事訴訟法Ⅰと刑事訴訟法Ⅰのほか、行政法Aの履修も免除されるが、任意受験は、入学者数3名、申込者数0名、受験者数0名であった（民事訴訟法Ⅰ履修免除者数0名、刑事訴訟法Ⅰ履修免除者数0名：上表のB方式（入学者数以外の項目）に含む）。

（参考）2026年4月入学入試～2024年4月入学入試の実施結果の概況比較

年度	日程	出願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2026年度	前期日程	71	242	313	11	57	68	3	16	19
	中期日程	71	253	324	9	41	50	7	21	28
	後期日程	80	200	280	5	16	21	3	9	12
	5年一貫型		17	17		7	7		3	3
	合計	<b>222</b>	<b>712</b>	<b>934</b>	<b>25</b>	<b>121</b>	<b>146</b>	<b>13</b>	<b>49</b>	<b>62</b>
2025年度	前期日程	45	175	220	15	57	72	6	14	20
	中期日程	60	172	232	16	52	68	9	21	30
	後期日程	72	163	235	8	28	36	5	21	26
	5年一貫型	<del> </del>	22	22	<del> </del>	8	8	<del> </del>	7	7
	合計	<b>177</b>	<b>532</b>	<b>709</b>	<b>39</b>	<b>145</b>	<b>184</b>	<b>20</b>	<b>63</b>	<b>83</b>
2024年度	前期日程	43	139	182	18	59	77	11	20	31
	中期日程	48	149	197	16	57	73	2	18	20
	後期日程	46	133	179	12	33	45	6	18	24
	5年一貫型	<del> </del>	15	15	<del> </del>	9	9	<del> </del>	3	3
	合計	<b>137</b>	<b>436</b>	<b>573</b>	<b>46</b>	<b>158</b>	<b>204</b>	<b>19</b>	<b>59</b>	<b>78</b>

2026年度入試においては入学数62名を確保することができた。2023年度入試以来入学定員70名を超える学生が入学したことにより、入学定員を超過していることが問題とされたことから、2026年度入試においては適正な学生数を担保するために従来よりも厳しい基準による合格者選定を行うこととなった。その結果、競争倍率の計算に含まれない5年一貫型教育選抜入学試験を除くと、年間を通じては約3.46倍から、5.85倍となった。

法学未修者については募集人数20名に対して13名の入学者を、法学既修者については募集人数50名に対して49名の入学者を確保することができた。要因にはさまざまなものがあるが、2026年度の新入生に対するアンケートの集計結果によれば回答者28名（法学未修者10名＋法学既修者18名）を対象とした2026年度新入生アンケートの集計結果によれば、「本学へ入学を決定した理由」（上位5項目）として最も多く選ばれたのは、「自習室（キャレル）・図書館などの設備・学習環境」であり、17名がこれを挙げている。これに次ぐ第2位は「奨学金などの経済的サポート」（16名）であり、昨年度と同様に、学習環境および経済的支援が本学法科大学院の大きな魅力となっていることがうかがえる。これらに続き、「大学の知名度」が12名で第3位、「キャンパスの立地」が9名で第4位となっている。さらに、「司法試験合格者数」および「司法試験 CBT 化への対応」がそれぞれ8名に選ばれており、司法試験を見据えた制度面・環境面への関心も一定程度認められる。「司法試験合格率」も7名が選択しており、試験実績に関する評価は安定して入学動機の一要素を構成しているといえる。次に、「志望法科大学院の受験を決める際に重視していたこと」（複数回答）についてみると、「大学の知名度」および「司法試験合格率」がともに13名で最多となっている。これに次いで、「学習サポート体制」が11名、「司法試験合格者数」が10名、「カリキュラム」「経済的サポート」「司法試験 CBT 化への対応」がそれぞれ9名で続いており、入学決定理由と同様、学習支援体制や試験対応力、経済的条件が受験判断において重要な位置を占めていることが確認できる。本学以外の法科大学院との併願状況については、回答者28名のうち6名が「併願なし」と回答しており、22名は他大学法科大学院と併願していた。その内訳をみると、「本学を第一志望として他の私立大学と併願した」者が7名であった一方、「他の私立大学を第一志望として本学と併願した」者が4名、「他の国公立大学を第一志望として本学と併願した」者が9名となっている。昨年度と同様、必ずしも第一志望校

ではなかった学生を一定数受け入れている状況が示されているが、最終的に本学への進学を決定した背景には、学習環境や奨学金を含む経済的支援、司法試験への対応体制といった点が評価されているものと考えられる。以上のアンケート結果全体からすると、2026年度においても、本学法科大学院の競争力を支えている主たる要因は、自習環境・図書館等を中心とする学習環境の充実、学習サポート体制、ならびに奨学金等の経済的サポートであることが改めて推察される。

5年一貫型教育選抜入学試験は、募集人数15名（法学既修者50名の内数）に対して17名が応募し、合格者7名に対して入学者3名という結果になった。

## ② 入試広報の実施状況

2026年4月入学入試のための募集広報方針（入学者確保戦略）は、過年度より引き継がれてきた軸に沿い、概ね前年度と同様に進められた。過年度より年度当初の入学政策委員会と教授会において確認されてきた内容と方法の要点は、次のとおりである。

### 【重点ポイント（内容）】

- ・ 5年一貫型特別選抜入試の周知
- ・ 他大学法曹コース生を対象としたE特別方式の入試回数増について周知
- ・ 充実した教育内容、奨学金、エクテン講座、キャリア支援
- ・ 法曹業界の求人状況、収入など、魅力を正確に伝える
- ・ 予備試験のリアルな現実をきちんと伝え、法科大学院との併願を推奨

### 【重点ポイント（方法）】

- ・ 対面の企画が多く実施できないことから入試資料配架先を増やす（本学志望者が多い大学を中心に広報する）
- ・ WEBミーティング方式と対面方式を利用し、参加方式について希望を募る形式での企画を実施する
- ・ 法学部と連携し、本学法学部法曹コース生を中心に学内広報の企画を新設する
- ・ ホームページの整備を行い正確な情報を発信するとともに、他大学と比較し見やすくする（社会人率の追加掲載含む）

法務研究科独自の恒例企画のうち、最初の説明会（2025年6月7日（土）13:00～15:30）には25名の参加があり、前年度の29名よりも4名減であった。前期日程と中期日程と後期日程の入学試験の各科目（小論文、憲法、民法、商法、刑法）について、それぞれウェブサイト（<https://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/admission/past.html/>）に公表されている「過年度の入試問題・講評」に含まれている例を挙げながら、それぞれの科目の出題形式などを案内した入試問題説明会（2025年6月14日（土）13:00～15:30）には69名の参加があり、前年度の43名から大きく増加した。朱雀キャンパス中川会館の教学施設（2階の自習室や法廷教室などの教室のほか、地階のリサーチライブラリなど）を案内するキャンパス見学会（2025年6月29日（日）AM/PM各1回）には計32名の参加があり、前年度の計23名より9名増であった。前期日程の全科目の出題について科目別に案内することにより中期日程への出願を促進した入試問題解説会&説明会（2025年8月23日（土）13:00～15:30）には28名の参加があり、前年度の24名より若干増加した。これらのうちキャンパス見学会を除く企画は、すべて前年度と同様に、すべてZoomミーティングによるオンライン実施であったが、初回の説明会を除き、参加者数は前年度を上回っていた。

教学部教学推進課主管の大学院説明会も、すべてZoomミーティングによるオンライン開催であったが、春学期の全4回（2025年5月12日（月）18:00～19:00、5月23日（金）18:00～19:00、5月31日（土）10:30～11:30、6月8日（月）10:30～11:30）には、それぞれ8名、28名、8名、4名の参加があった。前年度の春学期の全4回は、9名、2名、3名、0名の参加で

あったから、計 14 名から計 48 名に増加した。秋学期の全 4 回のうち法務研究科が参加した 3 回（2025 年 11 月 4 日（火）18：00～19：00、11 月 15 日（土）11：00～12：00、11 月 30 日（日）13：30～14：30）には、それぞれ 6 名、8 名、10 名の参加があり、前年度の 13 名より 11 名増加した。

立命館大学法学部の法曹進路プログラム（法曹コース）の説明会に連携先の法科大学院として協力する機会も、まことに貴重な広報の機会であり、法務研究科の説明担当者が春学期と秋学期に各 1 回、衣笠キャンパス存心館の教室に出向いた。法科大学院のカリキュラムや立命館大学法科大学院の特色などのほか、5 年一貫型教育選抜入学試験の制度設計なども案内した 4 回生・3 回生早期卒業候補者向け説明会（2025 年 6 月 10 日（火）18：25～19：00）には 30 名の参加があり、前年度の 40 名よりも 10 名減った。数年後の法科大学院進学が期待される 1 回生向け説明会（2025 年 11 月 19 日（水）15：00～16：00）には 91 名の参加があり、前年度の 109 名より減少した。本学以外にも神戸大学と名古屋大学と中央大学の法科大学院を連携先として協定を締結している法学部の説明会であるが、学内進学者の増大に結実することも期待される恒例の企画であり、実際にも募集人数 15 名を超える 17 名の出願者（7 名が合格中 3 名が入学）を得ることができた 5 年一貫型教育選抜入学試験の今後のためにも、たしかな漸増傾向が好ましかろう。

学外開催の説明会としては、オンライン開催の法科大学院キャラバン（2025 年 4 月 19 日（土）13：30～17：30）の仮想ブースとして設置された個別の説明会に 12 名の参加があり、前年度の 12 名と同じであった。朝日新聞社の法科大学院説明会（2025 年 6 月 7 日（土）12：30～16：30）は、前年度に引き続き資料を送付するのにとどまった。司法試験予備校のアガルートとは、前年度と同様に説明会を開催予定であったが、先方より返信が無く、実施していない。

他大学の法学部生などに対する個別または合同の説明会としては、前年度に引き続き、京都女子大学（2025 年 5 月 17 日（土）13：00～14：00）、近畿大学（2025 年 5 月 26 日（月）12：20～13：05）、香川大学（2025 年 7 月 8 日（火）18：00～19：00 の Zoom ミーティングによるオンライン説明会があり、それぞれ先方の教職員などを除いて 10 名、40 名、0 名の参加があった。前年度の同種の説明会においては、それぞれ 8 名、30 名、6 名の参加であった。京都女子大学法学部には、前年度までと同様に、個別の説明会のオンライン開催に先立ち、先方のウェブサイトに掲載される法科大学院進学希望者向けの案内の文章も提供した。

個別にオンライン開催した松山大学の説明会（2025 年 6 月 19 日（木）18：00～19：00）には、前年度と同様に、法学未修者コース 2 年次（当時）の 1 名の学生に、松山大学法学部卒業生として特別に朱雀キャンパス中川会館の教室よりゲスト出演してもらい、先方より参加していた恩師や後輩らとの旧交を温めてもらいながら、法務研究科の雰囲気を伝えてもらった。複数名が入学している大学では、在学中の学生に説明会に参加してもらうことを他大学でも検討していきたい。

大阪経済法科大学の個別のオンライン説明会（2025 年 6 月 25 日（水）12：15～13：45）は、当日の参加者が 50 名となった。毎年度の出願者数が相対的に多い近隣の私立大学の法学部に対して入試要項を送付している。

2026 年度入学試験要項などの資料は、近畿大学法学部に 75 部（前年度 75 部）を、大阪経済法科大学法学部に 50 部（前年度 50 部）を、香川大学法学部に 25 部（前年度 25 部）、京都女子大学法学部に 10 部（前年度 5 部）を、それぞれ送付した。また、松山大学法学部には、個別オンライン説明会の開催に先立ち 20 部を送付した。大学以外の資料送付先は、広告社に 50 部送った。立命館大学法学部事務室には、2026 年度入学試験要項 100 部と 2026 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項 100 部を、それぞれ送付した。

学内外からの資料請求は、年間を通じて合計 536 件（本学ウェブサイトから 427 件＋フロムページから 99 件＋スタディサプリから 10 件）あり、前年度の 652 件（本学ウェブサイトから 495

件＋フロムページから 73 件＋スタディサプリから 84 件) あり、前々年度の 631 件 (本学ウェブサイトから 457 件＋フロムページから 109 件＋スタディサプリから 65 件) や前々々年度の合計 547 件 (本学ウェブサイトから 395 件＋フロムページから 80 件＋スタディサプリから 72 件) を大幅に下回った。朝日新聞には前年度と同様に広告を出稿したが、読売新聞は進学説明会・広告を中止し、またスタディサプリも法科大学院から撤退している。

なお、オンライン説明会の開催時などにも有効なツールとして活用されてきた法務研究科のウェブサイトには、入試特設ページ (<https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/lp/>) もあり、と定期的に点検、更新されている。

### ③ 合格者対象企画の実施状況

合格者ガイダンスについては、過年度より秋学期に 3 回実施してきたが、志願者数や入学者数が安定して推移していることから、2025 年 4 月入学入試の合格者を対象とする合格者ガイダンスは 2 回実施することとした。また、恒例の企画として 入学前プログラムの民事訴訟法と刑事訴訟法の学習会や刑法と民法と憲法の事前学習会を開催した。これらのうち民事訴訟法と刑事訴訟法の各 6 回の学習会は、その成功が履修免除試験の受験者や合格者の増加に直結した。

第 1 回目の合格者ガイダンスは朱雀キャンパス中川会館 204 号教室と 205 号教室を使用したほか、Zoom ミーティングも併用したハイブリッド開催時 (2025 年 10 月 19 日 (日) 13:30~15:45) に、44 名から申し込みがあり、当日は 38 名 (法学未修者コース 8 名＋法学既修者コース 30 名) の参加があったことが記録されている。前年度の 49 名 (法学未修者コース 14 名＋法学既修者コース 35 名) には若干届かなかつたが、多数の参加者を得て開催することができた。当日は、未修者コース 2 名、既修者コース 2 名の院生に参加いただき、在学中受験や法科大学院での学修、入学までの過ごし方など有意義なアドバイスを提供いただいた。

第 2 回合格者ガイダンス (2026 年 3 月 1 日 (日) 14:00~16:30) は、過年度と同じく午前中に民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験が実施された日曜日の午後に、朱雀キャンパス中川会館の教室を会場にして開催され、今般は 39 名 (法学未修者コース 9 名＋法学既修者コース 30 名) の参加があった。前年度は 47 名 (法学未修者コース 9 名＋法学既修者コース 38 名) の参加であり、減少した。

第 2 回合格者ガイダンス (2026 年 3 月 1 日 (日) 14:00~16:30) は、過年度と同じく午前中に民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験が実施された日曜日の午後に、朱雀キャンパス中川会館の教室を会場にして開催され、今般は 39 名 (法学未修者コース 9 名＋法学既修者コース 30 名) の参加があった。前年度は 47 名 (法学未修者コース 9 名＋法学既修者コース 38 名) の参加であり、減少した。

## 2. 入学定員管理

2026 年 4 月入学入試が実施された成果として、法学未修者コース 13 名 (募集人数 20 名の 65%) と法学既修者コース 49 名 (募集人数 50 名の 98%) の合計 62 名 (入学定員 70 名の約 88.6%) の新生を迎えることができた。前年度は、法学未修者コース 20 名 (募集人数 20 名の 100%) と法学既修者コース 63 名 (募集人数 50 名の 126%) の合計 83 名 (入学定員 70 名の約 118.6%) を受け入れることにより定員充足を記録したことにより、定員超過が 3 年続く結果となった。入学者数の適正管理のためには好ましいことではないことから、2026 年 4 月入学入試においては入学者数の適正な管理という観点から、より厳しい合格基準を設定した。

(参考) 最近 10 年間の入学者数の推移

年度	2026	2025	2024	2023	2022	2021	2020
法学未修者 コース	13	20	19	24	16	12	8

法学既修者 コース	49	63	59	50	43	48	38
合計 入学者数	62	83	78	74	59	60	46

日弁連法務研究財団は、現行の「法科大学院評価基準解説」([https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/kijun\\_kaisetsu\\_202204.pdf](https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/kijun_kaisetsu_202204.pdf))により、第7分野「学習環境及び人的支援体制」の7-2「学生数(2)〈入学者数〉」の「入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと」という「評価基準」に「適合」しているためには、「入学者数が入学定員の110%以内であるか、110%以内とするための適切な努力がなされている」ということが必要であり、「入学者数が入学定員の110%を超えており、かつ110%以内とするための適切な努力もなされていない」という場合には「不適合」と評価されることになる」と解説している。あくまでも「認証評価」を受審する年度から遡る「過去3年間で見て、入学者数が入学定員を大幅には上回っていないか」という視点により判定される仕組みであるので、単年度の超過が「不適合」判定に直結するわけではなく、直近では2022年度に受審しているので、次回を受審が間近に控えているわけでもないが、前年の約118.6%という過大な入学定員超過していたことから、上述のように従来よりも厳しい基準を用いて合格者選抜を行うことにより、約88.6%の定員充足率となった。

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)やアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉を改定する予定はなく、2025年9月入学入試を実施する予定もない。2025年4月入学入試の基本的な方針は、これまでどおり、5年一貫型教育選抜入学試験を除いて全日程の全方式を通算した競争倍率が2.0倍を下回ることなく、法学未修者と法学既修者の新入生の学力水準が厳正な入試の執行により無理なく担保されると見込まれる範囲において、立命館大学大学院学則第6条の表に定められている入学定員70名と2026年度入学試験要項に記載する法学未修者20名、法学既修者50名の募集人数の充足を追求することにある。そのためには、法曹コースの連携先でもある立命館大学法学部との密接な提携が必須であり、その充実に引き続き努める。

### 3. 法曹コース

立命館大学大学院法務研究科は、立命館大学法学部との間に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第6条第1項に基づく「法曹養成連携協定」を締結しており、2021年度より、この文部科学大臣の認定を受けている「法曹養成連携協定」に基づき、同条第3項第2号に定められている「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜」を、「文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜」として実施している。この「連携法曹基礎課程」に該当する立命館大学法学部の法曹コース「法曹進路プログラム」の修了生を新入生として受け入れるための2021年から5年一貫型教育選抜入試が行われた。

2026年度入試においては、17名の受験者から7名を合格とし、そのうち3名が入学した。

在学中受験者が増加する中で、法科大学院入学以前に相応の法学学習を終えてくることは合格への近道と考えられることから、法曹進路プログラムの充実とともに法学部から法務研究科へのシームレスな支援を通じて合格率向上に資することが必要であろう。

## VI 学習・進路就職支援

### 1. 学習支援

オリエンテーションの期間（2026年4月1日～4月5日）に、62名の新入生に対して、学籍・学修生活ガイダンス、ハラスメント研修、カリキュラム・履修の進め方ガイダンスを実施したほか、新入生歓迎式典やクラス担任、副担任が主催するクラス懇談会の初会合などを実施した。また、オリエンテーションの期間の最終日には、エクステンションセンターによる司法試験対策ガイダンスが実施され、新入生サポート制度も初回のグループ懇談会により始動した。

クラス担任や副担任による個人面談は、2025度の春学期と秋学期にも1回ずつ実施された。また、法学既修者コースの新入生には、入学直後の春学期の前半期にフォロー・アップ面談も実施された。これらを通じて、すべての学生に対する個別の履修指導が進められ、課外講座の利用の実態なども含めて、それぞれの学修の状況が担任や副担任により教授会に報告された。フォロー・アップ面談を通じては、入学試験の憲法、民法、商法、刑法の得点も振り返りながら得意科目や苦手科目を自覚してもらい、国家試験の受験に向けて能率的、系統的に履修してもらうのに必要な助言などが与えられた。

すべての専任教員が週に1授業時間（90分間）以上のオフィス・アワーを設定して、基本的には事前に予約した学生の個別質問や学修相談に対応する体制は、今年度も構築され、つつがなく運用された。正課授業の時間割の都合により、別の専任教員の担当科目と競合する時間帯に設定されていた場合もあり、個人研究室を訪問して質問をしようとする学生に不都合が生じてしまう場合もあったが、学生の希望に応じて既定のオフィス・アワーとは別の日時に迎えるなどの臨機応変の対応により、そのような不都合が実質的に解消された場合もあった。

各学期の授業懇談会は、それぞれ2回の法務研究科大学院生協議会との事務折衝において申し合わせられた要領により実施された。今年度の春学期は、7月1日（火）第3時限の時間帯に法学未修者コース1年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、第4時限の時間帯に法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoomミーティング併用）により実施された。今年度の秋学期は、12月9日（火）第3時限の時間帯に法学未修者コース1年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、12月16日（火）第4時限の時間帯に法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoomミーティング併用）により実施された。いずれも大学院生協議会による授業科目別の独自アンケートの集計結果を基礎資料として濃密な意見交換の場となり、とくに春学期には法曹を目指す学生に基礎を修得してもらう授業科目の配置の含意などについても理解を深めてもらう機会にすることができた。

### 2. 進路就職支援

司法試験法（昭和24年法律第140号）第4条第1項第1号に定められているとおり、「法科大学院の課程を修了した者」は、「その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間」について、司法試験の受験資格を有する。この国家試験は、同法第7条に「毎年一回以上行う」と定められているが、実際には毎年1回限りの実施であるから、立命館大学大学院法務研究科の修了生に相応しく「21世紀地球市民法曹」を目指して司法試験を受験して修了後のキャリアパスを切り拓く場合にも、受験のチャンスは5回である。これが主要なキャリアパスであることは、法務研究科が開設され、その最初の修了生が世に送り出されて以来まったく変わらないが、昨年度の教学総括の本欄にも記載されていたとおり、これとは別のキャリアパスを切り拓く修了生も少なくないことから、法務研究科としては、修了後に司法試験を受験して5年以内の合格後に「21世紀地球市民法曹」となるキャリアパスばかりでなく、別種のキャリアパスを開拓しようとする学生の要望にも応答する制度を構築して運用してきた。

本年度もパーソルエクセルHRパートナーズ株式会社（大阪府大阪市中央区城見2-1-61）への業務委託により、各種ガイダンスのほか、とりわけ同社の専門相談員によるカウンセリングの機

会を提供するという方針を維持してきたのは、修了後に司法試験を受験しない場合や受験して合格しない場合にも法務研究科における履修の成果を別種のキャリアパスの形成に活用することを効果的に支援するためである。「21世紀地球市民法曹」以外のキャリアパスには、国家公務員や地方公務員の採用試験を受験したり、民間の企業や団体に就職したりすることにより開拓するものがある。また、司法試験に合格して「21世紀地球市民法曹」の道に進む修了生が法律事務所への就職活動について支援を必要とすることもあり、このようなニーズにも対応することを今年度の方針としてきた。今年度も事前に予約していなくても、また、オンラインでも、なるべくカウンセリングが受けられるようにした。

専門相談員1名の勤務によるカウンセリングの機会は、原則として毎週火曜日10:30~17:30に、キャリアサポートルーム（朱雀キャンパス中川会館2階）において提供され、事前に予約をしていない修了生や在学生在がキャリアサポートルームに来室した場合でも、利用時間枠が空いている場合にはカウンセリングが実施されたほか、必要に応じてはオンラインによるカウンセリングも実施された。

カウンセリングの利用者数は、4月8日9名、4月22日6名、5月13日6名、5月27日4名、6月3日7名、6月10日4名、6月24日5名、7月1日2名、7月8日4名、7月15日2名、8月5日4名、8月19日4名、9月9日5名、9月16日3名、9月30日5名、10月7日2名、10月21日2名、11月18日3名、12月9日2名、12月16日3名、1月13日4名、1月27日4名、2月24日4名、3月10日4名、3月17日4名、3月24日4名あった。複数回の利用者も少なくなく、合計すると84名の相談があった。これは昨年度の43名より増加している。設定した予約枠(1日あたり4回設定)に対して78.3%と前年度の35.8%と比較して大きく上回っている。初めてのキャリアガイダンスとして行われた未修コース向けのカウンセリングの実施率は16.7%であった。

キャリアガイダンスに関しては、専門相談員による以下のガイダンス・セミナーを実施し、法科大学院に関する多様なキャリアについての情報提供を行った。このうちキャリアセミナーについては、公務員や企業法務で活躍している修了生や企業の法務部門採用責任者にもご参加いただき実施した。実施状況を下記に記載する。

- ・【新入生】「キャリアガイダンス（就職活動の意識づけ、進路の選択肢）」（4月3日開催）
- ・【在学生・法務専修生】「キャリアガイダンス（就職活動、公務員試験、民間就職について）」（4月3日開催）：10名（対面・オンライン）
- ・【院生・法務専修生】「キャリアセミナー（法律事務所）」（8月26日開催） 修了生参加12名（対面・オンライン）
- ・【院生・法務専修生】「キャリアセミナー（企業法務）」（11月18日開催） 採用担当者・修了生参加4名（対面・オンライン）

以上のような実態や実績を把握するために、今年度も昨年度までと同様に原則として月例のオンライン・ミーティング（一部対面で開催）を計10回、具体的には2025年4月22日、5月27日、6月24日、7月15日、9月30日、10月21日、11月25日、12月16日、2026年2月10日、3月10日に開催して、これら火曜日の正午開始のミーティングには、パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社の委託業務担当者と実際にカウンセリングを担当してくれた専門相談員、朱雀独立研究科事務室とエクステンションセンターの専任職員のほか、法務研究科副研究科長（学生担当）が出席した。各種キャリアパス確保支援企画の進捗状況について同社より業務報告を受け、とりわけ専門相談員によるカウンセリングの利用状況について利用者の顔ぶれや相談内容を主題として意見交換するなどした。このようなバックヤードの取り組みも引き続き進めていく必要があるという前向きな評価が、今年度の実態や実績により期待されている。

これまで業務委託契約により実施してきたキャリアパス形成支援は、2022 年度に受審した日弁連法務研究財団による認証評価の現地調査（2022 年 10 月 3 日～5 日）においても、本学の法科大学院の特筆すべき強みとして評価されており、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となった 2024 年度以降は、これにともないカウンセリングなどの利用が増大すると見込まれる在学生に対しても、修了生に対しても、引き続き各種支援策を案内して利用を奨励している。

## VII 教育支援体制

立命館大学大学院法務研究科の教学や学生支援など、主要な業務の全般は、過年度より変わることなく朱雀独立研究科事務室に配置されている「事務職員」(学校教育法第92条第1項)により大きく支えられている。かつては大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生が法務研究科の教育活動を補助するTAとして法務研究科の学生から寄せられる質疑に対して授業時間外に回答してくれたり、授業時間中に実施される小テストの採点を補助してくれたりしていたが、近年はTAの採用実績がなく、今年度も法務研究科の教育支援体制として機能することがなかった。

次年度以降についても、TA制度の再稼働が具体的に予定されているわけではないが、この制度の廃止が予定されているわけでもない。朱雀独立研究科事務室を統括している事務長と法務研究科担当の「事務職員」の体制が、法科大学院の「教授会」(学校教育法第93条第1項)のほか、各種委員会の議決事項の執行など、広義の教学の全般を効率的かつ効果的に支援してくれている現状は、次年度以降も大きく変わることがないと見込まれている。

## **VIII 法務研究科の運営について**

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2025年度においては、春学期に11回、秋学期に11回、合計22回の教授会を開催した。

## IX 2025年度研究業績

教員名	種別	概要			
		名称	単著 共著	発行/ 発表年	発行所・発表雑誌等
大下英希	論文	「刑法96条の6における『入札』概念	単著	2025年12月	立命館法学 420・421号 (205-236頁)
	論文	「貸金業法における『貸付け』該当性」	単著	2026年3月	法学雑誌 72巻3・4号 (453-505頁)
北村和生	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 2025年度』	共著	2025年6月	第一法規 (自治体法務検定受講者向けの行政法および地方自治法テキスト改訂版) (本人担当部分 194-200頁、211-216頁 (交告尚史と共同執筆)、248-266頁 (田村達久と共同執筆)、267-276頁。)
	著書	『行政訴訟の実務』	共著	2026年1月	第一法規 (行政救済法に関する実務向け解説書の改訂版。主として、行政事件訴訟法における仮の救済について解説。 本人担当部分 (771-823頁、1171-1179頁)
	論文	「フランスにおける行政警察と重大なフォートによる責任—最近のコンセイユデータ判例について—」	単著	2025年12月	立命館法学 420・421号 (281-320頁。行政警察やアスベストの労働監督に関する最近のフランスの行政判例を整理分析したものである。)
倉田玲	論文	「結社と職業の境界条件」	単著	2025年12月	立命館法学 420・421号 (329-350頁)
	論文	「仮の差止めの対世効—出生による国籍取得を制限する大統領令の場合」	単著	2026年3月	立命館法学 423・424号 (181-216頁)
	その他	「選挙運動の品位の確保策にまつわる憲法問題」	単著	2025年4月	法学館憲法研究所 <a href="https://www.jicl.jp/articles/opinion_20250402.html">https://www.jicl.jp/articles/opinion_20250402.html</a>
	その他	「最高裁判所裁判官の国民審査」	単著	2025年9月	別冊ジュリスト 274号 (憲法判例百選 II [第8版]) (388-389頁)
	その他	「性別取扱変更審判の非婚要件が合憲とされた事例」	単著	2025年10月	新・判例解説 Watch 37号 (31-34頁)
島田志帆	著書	『下級審商事判例評釈 第11巻 (平成21年-平成25年)』	共著	2025年10月	慶應義塾大学商法研究会 (843-859頁)
	著書	『基礎から学ぶ商法 <第2版>』	共著	2026年3月	有斐閣 (221-235頁、318-375頁)
中山布紗	論文	「法科大学院における民法の判例教育について (1)」	共著	2025年7月	立命館法学 419号 (287-308頁)

	論文	「統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院する患者に対して病院設置者から無断離院の防止策に関する説明義務はないとされた事例（最二小判令和5年1月27日裁判集民事270号1頁）」	単著	2026年2月	立命館法学 422号（351-365頁）
	その他	「松岡久和教授 オーラルヒストリー」	聞き手	2026年3月	立命館法学 423・424号（685-717頁）
坂田隆介	著書	『平和を求める自由立川反戦ビラ入れ事件の「良心の囚人」』（ローレンス・レペタ著、市川正人、平野哲郎、坂田隆介訳）	共著	2026年3月	日本評論社（担当範囲:1-125頁）
	論文	『ロバートソコートの立憲主義2』	共著	2025年7月	成文堂（235-278頁）
	論文	「自己の出自を知る権利」に基づく生物学上の親の調査請求（東京地判令7・4・21）	単著	2025年10月	新・判例解説 Watch 37巻（47-50頁）
	論文	「法と政治経済学」（Law and Polirical Economy）序説——アメリカにおける左派批判法学の再興とその憲法学的意義——	単著	2025年12月	立命館法学 420・421号（439-467頁）
	論文	「法と政治経済学」（LPE）は資本主義批判になりうるか——マルクス主義の社会経済学批判から——	単著	2026年3月	立命館法学 423・424号（241-261頁）

平野 哲郎	著書	『平和を求める自由 立川反戦ビラ入れ事 件の「良心の囚人」』 (ローレンス・レペタ 著、市川正人, 平野 哲郎, 坂田隆介訳)	共著	2026年3月	日本評論社 (担当範囲:126-168頁)
	論文	「訴訟承継と別訴提 起」	単著	2026年3月	立命館法学 423・424号 (399-424頁)
瀧野 貴生	著書	川崎英明・豊崎七絵・ 福島至・瀧野貴生編 『人権と民主主義の 法理論-追悼・小田 中聰樹先生』	共編 著	2025年12月	現代人文社 「渦中にある被告人にとっての違法収集証拠 排除法則」(232-249頁)(18頁)
湊 二郎	著書	野呂充=野口貴公美 =飯島淳子=湊二郎 『行政法〔第4版〕 (有斐閣ストゥディ ア)』	共著	2026年3月	有斐閣 執筆担当 (174-244頁)
	論文	ドイツにおける建築 許可に対する環境団 体の法的救済	単著	2026年2月	立命館法学 422号 (97-131頁)
山口 直也	論文	「脳死・脳死判定と 法: 法は国際コン センサスにどう対応 すべきか」	単著	2025年12月	脳死・脳蘇生 37巻2号 (105-113頁)
和田 真一	著書	鹿野菜穂子=中田邦 博編『新レクチャー 消費者法』	共著	2026年3月	法律文化社(165-176頁)
	論文	マンション共用部分 から区分所有者の1 人に生じた損害に対 する管理組合の責任 -東京地判令和4・ 12・27判時2591号 21頁を契機として-	単著	2025年12月	立命館法学 2025年420=421合併号 (1207-1227 頁)
	論文	建設工事に関わる複 数使用関係の諸相	単著	2026年3月	立命館法学 2025年423=424合併号(659-683頁)
小田 幸児	論文	座談会「共犯弁護を めぐる倫理」	共著	2025年4月	季刊「刑事弁護」122号 (24-38頁)
	論文	「関西生コン弾圧事 件裁判の経緯、異常 性と京都地裁無罪判 決の意義」	単著	2025年9月	労働法律旬報 2078号 (6-13頁)

安達 光治	論文	「危険の現実化説の 意義と課題—里見聡 瞭『因果関係論と危 険の現実化』を読ん で—」	単著	2025年7月	佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務⑦』(成文 堂) (139-160頁)
	論文	「中立的幫助に關す る覚書—裁判例の檢 討を中心に—」	単著	2025年12月	立命館法学 420=421号 (27-50頁)
	論文	「企画の趣旨と改 題」(特集1 浅田刑 事法学を振り返っ て)	単著	2026年2月	犯罪と刑罰 34号 (1-18頁)

以上